

政令第三百四十二号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十号）の施行に伴い、この政令を制定する。  
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百九条の三を次のように改める。

第百九条の三 削除

附 則

この政令は、令和八年一月一日から施行する。

## 理 由

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるからである。